

【山口県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>山口県では、平成21年7月の豪雨災害で、かつて経験したことのない土石流災害等が発生し、県内全体で死者17名、家屋被害128戸、床上下浸水4570戸など、深刻な被害に見舞われた。この災害は「府県程度以上にわたる広い範囲」(添付資料2P3)に該当しないため、特別警報発表基準を満たさないこととなる。しかしながら、数十年に一度の降雨量、これまで経験したことのない被害、また広範囲の定義である府県程度以上の関連が、どのように基準に反映されるのか曖昧である。したがって、広範囲が発表基準の一つであれば、「数十年に一度の降雨量」の記載だけでなく、「広範囲」についても明記する必要があると考える。</p>	<p>「数十年に一度の～」という発表基準に基づき、気象庁がどのように客観的な指標や面的な広がりを示す具体的な格子の数等を用いて特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページにて公開しましたので、ご理解願います。</p>
<p>「数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合」とは、「数十年に一度の降雨量」に達しないと予想される場合においても大雨特別警報を発表するものと推測されるが、台風の強度と大雨特別警報との関連性(発表の必要性)を明確にされたい。仮に、降雨量のみを要因とするものであれば、「若しくは」以降は不要と考える。</p>	<p>「伊勢湾台風」級の台風や温帯低気圧が接近・影響するような状況下では、大雨、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)、波浪、高潮などの災害が同時に発生しうるものとなります。このため、個々の現象ごとに、特別警報と(特別警報でない)警報とを分けて発表するのではなく、各現象全ての警報を特別警報として発表することで、様々な種類の災害が発生しうる危機的状況であることを伝えるという趣旨で、大雨特別警報の基準に低気圧の指標も加えています。また、こうした台風等の襲来時には大雨を伴うことが一般的であり、また、暴風が吹いている状況下での避難は極めて危険なため、早めの対応が不可欠と考えています。 なお、発表対象となる市町村で混乱等が発生しないよう、台風接近に伴う事前の呼びかけ等は十分に行っていきたいと考えています。</p>
<p>特別警報は市町村単位で発表され、注意警戒文の冒頭に特別警報である旨とその種別を明示し発表されることとなっている(添付資料2P1)。しかしながら、冒頭に明示されるだけでは、文字が混在し、どの市町村に特別警報が発表されたのか、瞬時に把握することが困難である。ついては、補足情報として、発表された該当市町村を示す地図などが必要と考える。</p>	<p>防災に関する法改正であり、早期の実施が適当であることから改正法公布後3ヶ月以内の運用開始としました。このため、現行形式の範囲内の情報文で実施することをご理解ください。</p>
<p>現行の注意警戒文の冒頭に特別警報である旨の明示のみでは住民が情報を受けた際、その重要度が伝わりきるか。平時から周知をするにしても数十年に1回程度の発表で、特別警報である旨の明示では住民は多分ピンとこない。</p>	<p>防災に関する法改正であり、早期の実施が適当であることから改正法公布後3ヶ月以内の運用開始としました。このため、現行形式の範囲内の情報文で実施することをご理解ください。</p>
<p>喚起電文を別途配信とあるが、最初から発表時の注意警戒文に入れてほしい。 市町では民間のメールサービスを利用して、気象庁が気象注警報等を発表時に連携して登録者へ配信しているが、この発表方法では「特別警報」の名前だけが先行して市民へ伝わり、喚起に必要な情報が後から追いかける(職員による手打ちメール)形となる。そのため、喚起内容を周知する前に市民からの問い合わせ等が多数寄せられ、災害業務に支障が生じる恐れがある。</p>	<p>防災に関する法改正であり、早期の実施が適当であることから改正法公布後3ヶ月以内の運用開始としました。このため、現行形式の範囲内の情報文で実施することをご理解ください。情報(電文)の改善については、今後も有識者のご意見を伺いながら、検討していきます。 なお、防災メールにおいて、住民のとりべき対応等を周知することは非常に有効と思われるので、市町から住民への周知の措置に合わせて実施願います。 また、特別警報が発表された場合にとるべき行動については、住民に十分理解していただくよう周知・啓発に努めてまいります。</p>

## 【山口県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>いずれの発表基準も「予想される場合」とされ、発表時点では「命を守る最善の行動を直ちにとる。」ことが住民に求められているが、相当危険な気象状況下で周知の確実性や命を守る行動が取れる選択があるか疑問であるため、一般警報を発表後、限りなく早い(平穏な気象状況)時点で「空振り」を恐れず、特別警報を踏まえた発表や特別警報に発展する可能性を言及した情報を発表することになれば、住民は安全に避難行動が取れる時間的余裕が確保できるものとする。</p>	<p>可能な場合は、事前に特別警報発表の可能性について記者会見や気象情報等において言及していく予定です。台風が来襲する場合等は事前の言及も可能な場合が多いと考えていますが、短時間で大量に降るような豪雨では、特別警報の発表に至るかどうかについて事前に情報提供することが困難な場合もあることにもご留意ください。</p>
<p>国民が特別警報に意識をとられすぎて、従来の警報・注意報を軽んじることのないよう啓発に努めていただきたい。</p>	<p>警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報ですが、「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。気象庁ホームページやリーフレットで、これまでの警報・注意報に変更がない旨記載しているように、特別警報の広報では、警報・注意報の軽視につながらないよう配慮いたします。特別警報の広報を通じて、警報・注意報が発表された段階から、早めの行動が必要であることを周知してまいります。</p>
<p>特別警報の設置の目的から、「噴火特別警報」「地震特別警報」とすべきである。</p>	<p>今回の法改正の施行は早期の開始が適切と考えており、一方では警報を受ける機関の対応を考えると電文の変更は最小限とする必要があったため、当面は「噴火警報」、「緊急地震速報」として発表することとしました。自治体等の要望や関係機関の対応も踏まえ、電文の中で特別警報にあたる旨を明示することや名称を変更することについても検討してまいります。</p>